

令和8年4月20日 公告分

「南百済小学校校舎棟他建設その他工事」

○入札説明書の一部に表記誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

修正箇所	誤	正
入札説明書等 P11 11 工事費内訳書及び 自己採点表の添付 (3) 自己採点表 オ(7)及び(イ)	<p>(7) より同種性の高い工事 次の事項を全て満たす建築物の電気設備工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき新築又は増築された建築物・ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定されている学校の建築物・ 建築物の延べ面積（増築の場合は増築部分、複数の用途を有する場合は上記用途が専有する部分を対象とし、共有部分は含まない。）が 5,000 m²以上の建築物 <p>(イ) 同種性が認められる工事 次の事項を全て満たす建築物の電気設備工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき新築又は増築された建築物・ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定されている学校の建築物・ 建築物の延べ面積（増築の場合は増築部分、複数の用途を有する場合は上記用途が専有する部分を対象とし、共有部分は含まない。）が 1,000 m²以上の建築物	<p>(7) より同種性の高い工事 次の事項を全て満たす建築物の建築工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき新築又は増築された建築物・ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定されている学校の建築物・ 建築物の延べ面積（増築の場合は増築部分、複数の用途を有する場合は上記用途が専有する部分を対象とし、共有部分は含まない。）が 5,000 m²以上の建築物 <p>(イ) 同種性が認められる工事 次の事項を全て満たす建築物の建築工事とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき新築又は増築された建築物・ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定されている学校の建築物・ 建築物の延べ面積（増築の場合は増築部分、複数の用途を有する場合は上記用途が専有する部分を対象とし、共有部分は含まない。）が 1,000 m²以上の建築物